

意見内容等について

番号	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案)の修正
1	別表	8	遠距離視力におけるジオプ トリーの幅をもう少し広げ て頂きたい。	国際基準、米空軍及び国土交通省等 の基準並びに医学の進歩等を勘案 し、航空業務の安全性を担保しつ つ、本基準を設定しております。頂 いた御意見は、今後の参考とさせて 頂きます。	なし
2	別表	8	今回の視力の改正案に関し ましては非常に賛成です。視 力の問題で、幼い頃からの夢 である自衛隊パイロットを 諦めてしまった自分にとっ ては朗報以外の何者でもあ りません。	引き続き、航空業務の安全性を担保 できる本基準を設定していきます。	なし
3	付表第2	4.4 4.5 8.(1).1	高尿酸血症、高脂血症及び高 血圧症における緩和案は、実 施するべきでない。数値の基 準を撤廃した後、何をもって 「航空業務に支障がない」と するのかの定めがなく、ま た、そもそも、「適切に管理 され、航空業務に支障がな い」状態とは、数値が正常範 囲内になっていることであ る。	高尿酸血症、脂質異常及び高血圧症 は、治療中でも軽度基準範囲外とな ることがありますが、国際基準、米 空軍及び国土交通省等の基準並び に医学の進歩等を勘案し、医官等 による適切な管理の下、航空業務の安 全性を確保いたします。	なし